

## 医療型短期入所事業所開設促進事業について

### 1 目的

- 医療的ケアを必要とする障害児者が全国的に増加するなか、地域生活を支える短期入所事業所における医療的な対応が求められている。
- そこで、医療機関や介護老人保健施設による医療型短期入所事業所の開設を支援し、重症心身障害児者等が在宅で安心した生活を送れるよう支援の充実を図る。

### 2 現状

#### (1) 全国的な背景

- 近年、医療技術の進歩により、小児の救命率が向上したことにより、\*NICUから退院し地域で生活しているものの、喀痰吸引をはじめとする医療的ケアを要する児（以下「医療的ケア児」という。）の数が増加している。
- このような医療的ケア児数の増加傾向は全国的にみられ、今後も重症心身障害児者をはじめとする医療的ケア児者は増加していくと見込まれている。

#### (2) 本県における現状

- 県所管域の市町村（指定都市・中核市を除く）に対し、医療型短期入所事業について調査をしたところ、「医療型短期入所の調整に苦慮したことがある」と回答した市町村は半数以上を占めていた。
- 県所管の医療型短期入所事業所に対して調査をしたところ、「満床で受入を断ったケースがある」事業所も半数以上であった。
- 以上のことから、医療型短期入所事業所のニーズに対して、十分な事業所数が確保できていないことが示唆された。

### 3 事業内容及び実施状況

#### (1) 法人開拓提案（年度前半で医療機関・老健・市役所等を訪問）

- 既存の病院や介護老人保健施設等を訪問し、管理者等に対して併設型・空床型の医療型短期入所事業の実施を働きかけるとともに、収支試算等を行う。

#### (2) 新規開設講習（全4回開催）

- 既存の医療機関等で、新規に障害福祉サービスへ参入を希望する事業者に対して、障害福祉全般の説明、基準・報酬説明、支援事例発表等、新規開設に向けた講習等を行う。（主に医療法人等の参入検討事業者向け。）

#### (3) 職員向け研修（全7回開催）

- 主に医療型短期入所事業所に配置される職員に対し、集合・座学研修、既存施設での研修等を行い、支援を担う人材を育成する。（主に看護職員及び介護職員向け。）

#### (4) 電話相談窓口（常時開設）

- 短期入所事業者向けの電話相談窓口を設置し、特に医療的ケア児者の受入にあたっての支援上の相談や運営・請求上の相談に応じる。

#### (5) 施設派遣（新規開設2事業者（調整中））

- 既存施設からの職員派遣等により、利用者受入にあたっての実際的なフォローアップや、実地における研修を行う。（サービス管理責任者級・医療型入所施設の課長級等の派遣を想定。）

#### (6) 整備ガイドブック作成

- 新規開設申請、入所から重症心身障害児者等へのケア、退所及び会計処理までの流れや各種関連法令等、開設に向けての要点を取りまとめた整備ガイドブックの作成を行い、県ホームページ等で公開予定。

### 4 事業効果

- 本事業は、全国的な制度の障害福祉サービスの一つである医療型短期入所を開設していただける事業者を開拓し、新規参入を促進する事業として実施してきた。
- 平成31年2月現在、いずれも空床型（本体施設の空きベッドを活用するもの。）であるが、2病院で新規に医療型短期入所事業を開始。
- 他にも、県内の複数法人より開設意向が示されており、引き続き新規参入について検討いただいている。

#### （参考）平成30年4月以降に新規開設された医療型短期入所事業所

法人名	施設名	所在	開設時期（見込）	種別・対象
医療法人社団 南浜会	鈴木病院	鎌倉市腰越 1-1-1	平成31年1月1日 指定	空床型・成人
医療法人社団 康心会	茅ヶ崎新北陵病院	茅ヶ崎市行谷 583-1	平成31年2月1日 指定	空床型・成人